

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

庄原市は、後期高齢者に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

広島県庄原市長

## 公表日

令和8年7月1日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	庄原市は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格の取得、異動の受理 ②療養費・高額療養費・葬祭費等各種給付の申請受付 ③保険料の賦課・徴収 ④限度額適用・標準負担額適用認定証の発行 ⑤保険証の再発行
③システムの名称	高齢者医療システム 中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

(1)保険料情報ファイル (2)保険料期割情報ファイル (3)特別徴収基本ファイル (4)宛名ファイル (5)宛名履歴ファイル (6)税情報ファイル (7)口座管理ファイル (8)口座振替ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 85の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 46条
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、87の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部保健医療課
②所属長の役職名	課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	庄原市健康福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1158
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	庄原市健康福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL0824-73-1158
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[ ]適用した
適用した理由		

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、申請時には申請者本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、申請者からのマイナンバー取得ができない場合のみ、高齢者医療システムからマイナンバーを取得する。その際は、氏名、生年月日、住所の3情報が必ず一致していることを確認することを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	高齢者医療システムへのアクセスが可能な職員は、ログインIDの付与およびパスワードの入力による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、権限のない者のIDを削除することで、アクセス権限の適切な管理を行っているため、不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	保健医療課	生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	I関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	庄原市総務課	庄原市総務部総務課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	I関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	庄原市保健医療課	庄原市生活福祉部保健医療課	事後	部署変更における修正
平成29年2月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年2月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成29年4月27日	I-5-②所属長	保健医療課長 荘川 隆則	保健医療課長 岡本 貢	事後	所属長変更における修正
平成30年1月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成30年1月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	IVリスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正により様式が変更されたため
平成31年2月8日	I-5-②所属長の役職名	課長 岡本 貢	課長	事後	様式変更における修正
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
平成31年2月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成31年2月8日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和4年3月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和4年3月7日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和4年3月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成31年2月8日時点	令和4年3月7日時点	事後	しきい値基準日の変更
令和4年6月20日	I-1-③システムの名称	高齢者医療システム	高齢者医療システム、中間サーバー	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため
令和4年6月20日	I-4-①実施の有無	未定	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため
令和4年6月20日	I-4-②法令上の根拠	-	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 82の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため
令和4年6月20日	IV-6情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手)	【 】接続しない(入手)	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため
令和4年6月20日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため
	I-3 個人番号の利用	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一 59項 (2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 46条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 85の項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 46条	事後	法令改正に伴う変更
	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第2 82の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表 85の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	法令改正に伴う変更
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	庄原市総務部総務課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 ℒ0824-73-1111	庄原市生活福祉部保健医療課 〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 0824-73-1158	事後	請求先を担当課に統一することによる変更
	IIしきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	令和4年3月7日時点	令和7年1月31日時点	事後	しきい値基準日の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IIしきい値判断項目 2取扱 者数いつの時点の計数か	令和4年3月7日時点	令和7年1月31日時点	事後	しきい値基準日の変更
	IVリスク対策	-	項目の追加(8. 人手を介在させる作業、11. 最も優先度が高いと考えられる対策)	事後	基礎項目評価書の記載事項 に係る改正により様式が変更 されたため
	I-4-②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表 85の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48、87の項  【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	法令改正に伴う変更
令和8年4月1日	I-5-①	生活福祉部保健医療課	健康福祉部保健医療課	事後	組織改編による修正
令和8年4月1日	I-7	庄原市生活福祉部保健医療課	庄原市健康福祉部保健医療課	事後	組織改編による修正
令和8年4月1日	I-8	生活福祉部保健医療課	庄原市健康福祉部保健医療課	事後	組織改編による修正